

トルコ大使館／トルコ共和国首相 府投資促進機関(ISPAT)／ トルコ海外経済関係委員会(DEIK)

トルコの新投資インセンティブ制度

法人税の減免や社会保険料の補助などを盛り込んだインセンティブ制度は、新興国では海外投資を呼び込むための施策として活発に活用されている。トルコもその例外ではなく、現在のところユーロゾブリン危機に見舞われるEU諸国とは一線を画すかたちで成長を続け、引き続き内需主導での底堅い成長を続けていくことを目標としている。

トルコでは投資インセンティブ制度を強化、さらに海外投資の促進を図るため、2012年6月に、表の1および2の制度をそれぞれ、「一般投資奨励制度」「大規模投資・地域別・戦略投資への奨励策」へと改正した。

改正の最も大きなポイントは、資源、インフラ、その他製造業に係る大規模投資を、インセンティブ制度の強化を通じて後押しするものである。大規模投資の場合、最低投資額の引き下げ、土地の無償供与、VAT・その他関税の免税、法人所得税の優遇措置（毎年支払う法人所得税の複数年累積額が投資総額の最大65%に達するまで優遇）、最低賃金部分の社会保険料の政府負担などの優遇措置が講じられてきた。

今回の改正で、大規模投資の場合、最低投資額が、化学製品は10億トルコ・リラ（以下、TL）から2億TLに、製薬業は1億TLが5000万TLに引き下げられた。社会保険料は、これまで最大7年間であった政府負担の期間が最大12年間に拡充された。この点で、投資する日本企業にとっては以前よりも多くのメリットを受けられることになった。

詳細については、http://www.torukotoushi.jp/page02_c3.phpまたはトルコ投資促進機関東京事務所（〒150-0013東京都渋谷区恵比寿2-38-12-504、TEL：03-6450-4357、E-mail：info@torukotoushi.jp、

表 投資インセンティブに関するプログラム・制度
(2012年6月改正)

1	一般投資奨励制度（総合投資奨励制度） ^注
2	大規模投資・地域別・戦略投資への奨励策 （大規模投資・指定地域・セクターへの奨励策） ^注
3	フリーゾーンに関するインセンティブ
4	技術開発ゾーンに関するインセンティブ
5	内部加工制度（IPR）
6	政府の輸出奨励策
7	新研究開発法
8	新雇用奨励策
9	工業ターゼ（SAN-TEZ）プログラム
10	技術開発案件に対する貸付
11	中小企業開発機構による中小企業支援
12	訓練支援
13	フィード・イン・タリフ法

注：（ ）内は旧制度。

Webサイト：www.invest.gov.tr）にお問い合わせください。